

《令和7年度》

# 瀬谷区ふれあい助成金 てびき

**受付期間:令和7年4月3日(木)~4月16日(水)**

**【新規立ち上げ区分は12月19日(金)までの受付】**

9:30~11:30/13:30~16:00 ※土・日・祝日は除く

**\*申請は窓口・郵送で受付します。(窓口は予約制)**

**\*受付期間終了後の受付は一切行いません!**

## もくじ

P 1 令和7年度瀬谷区ふれあい助成金 区分一覧

P 3 申込手続きの流れ

P 4 令和7年度瀬谷区ふれあい助成金 解説

P 10 よくあるご質問Q&A

P 16 記入例【申込書・収支予算書

・年間事業計画書・団体の状況について】

# 瀬谷区ふれあい助成金 助成区分一覧

## I 要援護者支援区分

### 1) 集いの場活動

【対象事業】

- ①サロン・ミニデイサービス・茶話会・認知症カフェ等 ②会食会・子ども食堂・地域食堂  
③若者支援(フリースペース・居場所づくり・学習支援) ④子育て支援活動(支援者が主催する活動) 等

回数	年72回以上 (月6回程度)	年48回以上 (月4回程度)	年36回以上 (月3回程度)	年20回以上 (月2回程度)	年10回以上 (月1回程度)	年6~9回
人数	1回10名以上	1回10名以上	1回10名以上	1回5名以上	1回5名以上	1回5名以上
助成 上限額	400,000	300,000	180,000	120,000	80,000	50,000

回数	新規立上げ (年度内に3ヶ月以上活動必要)
人数	1回5名以上
助成 上限額	40,000

### 2) 家事・生活支援活動

【対象事業】

- ①住民同士のたすけあい活動(介護保険事業を除く。例:調理、掃除、草取り、子どもの一時預かり、送迎、買い物等の家事・生活相談を受け対応する活動)  
②相談支援・傾聴活動※施設訪問して行う傾聴活動は福祉のまちづくり区分。③電話相談

回数	800回以上(年)	500回以上(年)	100回以上(年)	50回以上(年)	30回以上(年)	新規立上げ
	月84回程度	月42回程度	月9回程度	月5回程度	月3回程度	月3回程度
助成 上限額	400,000	300,000	160,000	80,000	50,000	40,000

### 3) 配食活動

【対象事業】定期的に利用者宅に食事を届けるとともに、見守りを行う活動等

回数	年60回以上 (月5回程度)	年48回以上 (月4回程度)	年36回以上 (月3回程度)	年20回以上 (月2回程度)	年10回以上 (月1回程度)	年6~9回	新規立上げ (年度内に3ヶ月以上活動必要)
人数	1回10名以上	1回10名以上	1回10名以上	1回10名以上	1回5名以上	1回5名以上	1回5名以上
助成 上限額	400,000	300,000	240,000	160,000	80,000	60,000	40,000

### 4) 送迎活動

【対象事業】道路運送法79条に基づく登録団体および無償で活動を行う団体が行う車両による送迎活動

回数	年間延べ 1,000回以上	年間延べ 500回以上	年間延べ 100回以上	新規立上げ (年度内に3ヶ月以上活動必要)
				月平均10回以上
助成 上限額	350,000	300,000	250,000	40,000

## II 障害児者支援区分

### 1) 障害児者支援活動・当事者活動

【対象事業】当事者団体及び家族会、支援者団体が実施する事業が対象。

①余暇支援事業・青年学級、②リハビリ目的等の集い事業、③障害者スポーツ、④訓練会

回数	年48回以上 (月4回程度)	年36回以上 (月3回程度)	年20回以上 (月2回程度)	年10回以上 (月1回程度)	年6～9回	新規立上げ (年度内に3ヶ月以上活動必要)
人数	1回10名以上	1回10名以上	1回5名以上	1回5名以上	1回5名以上	1回5名以上
助成 上限額	300,000	180,000	120,000	80,000	50,000	40,000

※令和6年度より障害児者支援活動・当事者活動の助成条件・上限金額が変更になっていますのでご注意ください。

### 2) 宿泊・日帰りハイク活動

【対象事業】当事者及び家族会、訓練会が企画する事業。 ※参加者が家族のみの事業は対象外。

※日帰りハイク事業については、区外のみを対象。

人数	当事者参加数 5人以上
助成 上限額	50,000

### 3) 視覚・聴覚障害者支援

【対象事業】手話サークル、聴覚障害者支援事業(要約筆記支援等)、視覚障害者支援事業(点訳・音声訳・誘導等)

回数	—
人数	—
助成 上限額	50,000

## III 福祉のまちづくり区分

【対象事業】

- ①布おもちゃ、②セルフヘルプグループ(家族会、介護者の集い、難病・患者会、依存症の会)、  
 ③外国人支援(日本語教室、国際交流)、④おもちゃドクター、⑤本の読み聞かせ、⑥車いすダンス、  
 ⑦防災関連事業(地域防災拠点訓練除く)、⑧地域住民交流(お祭り、運動会等)、⑨自然環境活動、  
 ⑩福祉情報紙、⑪福祉に関する啓発・勉強会・公開講座、⑫子育て支援事業(支援者以外が行う自主的な活動)、  
 ⑬施設・病院支援ボランティア(施設内での傾聴ボランティア含む)、  
 ⑭『要援護者支援区分』および『障害児者支援区分』の対象事業の助成要件に満たない活動

回数	年6回以上	年1～5回
人数	1回5名以上	1回5名以上
助成 上限額	40,000	30,000

※①⑬は人数要件なし

⑭のうち 家事・生活支援 活動および送迎 活動	回数	年に12回以上
	回数	月1～2回程度
助成 上限額	30,000	

※特定の個人  
への支援は対  
象外

## IV 健康増進区分

【対象事業】①高齢者の健康増進事業、②施設等を訪問する特技ボランティア

回数	年3回以上
人数	1回5名以上
助成 上限額	10,000

※全ての区分において担い手は人数に含めません

# 申込手続きの流れ

瀬谷区社会福祉協議会窓口・郵送で受付(必着)

◆受付期間 : 令和7年4月3日(木)~4月16日(水)

相談・申請 受付時間

月~金曜日 9:30~11:30/13:30~16:00

※期間中の土曜日の受付はご相談ください。

《新規立上げ事業区分申込》

◆受付期間 : 令和7年4月3日(木)~12月19日(金)

月~金曜日 9:30~11:30/13:30~16:00(祝日を除く)

※新規立上げ区分申請の場合は事前にご相談ください。

## 1. 受付

## 2. 審査

審査会等を開催し、申請内容を審査します。(6月頃)

## 3. 決定通知

助成の可否を、瀬谷区社会福祉協議会 事務局から各団体に通知します。(7月頃)

### 以下、助成決定団体の流れ

## 4. 請求書の返送

決定通知に同封されている請求書に必要事項を記入し、預金通帳のコピー(口座番号・口座名義を確認できる部分)を同封し、期日までに事務局に提出してください。

## 5. 助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振り込みます。

※振込完了の通知は行いません。請求書を提出後、約1か月を目途に各団体で入金確認を行ってください。

## 6. 事業実施

助成を受けた活動は申請内容どおりに事業を実施してください。

やむを得ぬ事情で、事業内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

## 7. 活動報告

事業年度終了後約1か月以内に、完了報告書の原本1部を事務局に提出してください。(団体で控えを保管してください)

※完了報告書は令和8年2月頃に連絡担当者へ郵送します。年度途中での提出はできません。

# 令和7年度 瀬谷区ふれあい助成金 解 説

瀬谷区ふれあい助成金は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として実施します。

## 1. 助成対象団体

- ①原則として瀬谷区に活動拠点を置き、横浜市の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体
- ②原則として瀬谷区に活動拠点を置き、横浜市の障害福祉推進のために事業を行う障害当事者及び家族団体
  - ◆ 代表者宅、団体事務所が区外であっても、事業の対象地域が区内であれば対象となります。
  - ◆ 単一家族で構成される団体は対象外とします。
  - ◆ 法人は、特定非営利活動法人(一般・認定・指定)、もしくは障害福祉サービス事業所などを運営している一般・公益社団法人を対象とします。社会福祉法人等は対象になりません。
  - ◆ 代表者・副代表者・会計担当者はそれぞれ重複不可となります。また、3名のうち1名を連絡担当者として指名してください。  
(円滑な団体運営を行っていく上では、運営に携わる者が複数名いることが望ましいため)
  - ◆ 代表者・副代表者・会計担当者は必ず団体のメンバーでなければなりません。
  - ◆ ただし、①②であっても次に該当する場合は除きます。  
反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関りがある団体・法人

## 2. 助成対象事業

- ① 複数の横浜市民を対象とする、区内で行う事業
  - ※障害当事者が行う宿泊事業については、市外も対象とします。また日帰りハイク事業については、区外のみを対象とします。
  - ※「宿泊・日帰りハイク活動」は、当事者団体及び家族会、訓練会が企画する事業が対象となります。(参加者が家族のみの事業は対象外)
- ② 非営利な事業
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない事業
- ④ 政治上の主義を推進することを目的としない事業
- ⑤ 公的サービス事業と重複しない事業
  - ※公的サービス事業とは
    - ・介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者総合支援法に基づくサービス
    - ・一般行政サービス(高齢者・障害者食事サービス事業等)
  - ※公的サービス事業を実施している団体で公的サービス事業対象者以外への同様のサービスを提供している場合は助成対象とします。
- ⑥ 行政(国・県・市・区)からの補助・助成を受けていない事業
  - ※行政からの補助・助成事業の例
  - 横浜市市民活動推進基金「よこはま夢ファンド」助成事業、ヨコハマ市民まち普請事業、元気づくりステーション事業、横浜市プレイパーク運営支援事業、横浜市子どもの居場所づくり活動支援補助金事業、横浜市親

と子のつどいの広場事業補助金、個性ある区づくり推進事業、市地域福祉保健計画、区地域福祉保健計画に関する補助・委託事業 等

- ⑦ 横浜市社会福祉協議会からの補助・助成(在宅障害児者家庭援護事業 障害者福祉団体活動支援事業等)を受けていない事業
  - ⑧ 横浜市社会福祉協議会 善意銀行の配分を受けていない事業
  - ⑨ 横浜市社会福祉協議会 福祉バスを利用しない事業
  - ⑩ 送迎活動を行う団体については、道路運送法第79条に基づく登録を受けていること、または無償でサービスを提供している事業
  - ⑪ 保育活動を行う団体については、認可外保育施設設置届を行政へ提出している事業
  - ⑫ 安定した団体運営と事業の継続性の観点から収入合計から前年度繰越金・積立金を除いた額の**20%以上**(小数点第一位を切り捨て)自主財源を確保している事業
- ※自主財源とは、団体構成員の会費、サービス利用者の利用料、バザーなどの収益金、他の民間助成金など、瀬谷区ふれあい助成金以外からの財源のことをいいます。

自主財源率の計算式

$(\text{自主財源}) \div (\text{収入合計} - \text{前年度繰越金} \cdot \text{積立金}) \times 100 = \text{自主財源率}(20\% \text{以上あること})$

- ⑬ 親子サークル等が行う「主に自助を目的とする事業」は、会員外も活動の対象である等、地域に活動が開かれている事業
- ※自助を目的とする事業とは、当事者のみで行われている団体活動(支援する第三者が主体となっていない事業)のことをいいます。
- ◆ 申請事業以外の事業についての会議、役員会、打合せ会、特定の目的のために資金を集める事業(バザーやチャリティーコンサート、募金など)は対象外とします。
  - ◆ サロン事業とは、開催する場所が占有できる場所であることとします。

### 3. 助成区分・助成条件・助成限度額

助成区分一覧のとおり。

### 4. 助成の制限

- ① 申込は原則として1団体1事業とします。ただし、1つの団体で別の事業(※1)を行う場合は、他の区社会福祉協議会受付分や横浜市社会福祉協議会受付分(※2)のよこはまふれあい助成金との重複を可とします。
  - ※1 別の事業とは、事業の目的・内容が異なり、利用対象者が半数以上異なる場合を指します。
  - ※2 他の区社会福祉協議会や横浜市社会福祉協議会に別の事業で申請している場合は、その旨を必ず申告してください。また、その場合は、当該社会福祉協議会に提出された申請書及び完了報告書の内容を確認し、別の事業と認められるかを精査しますので予めご了承ください。
- ② 平成15年～24年度に、よこはまふれあい助成金 団体自立支援助成<D区分>を受けた事業は、申込みはできません。
- ③ 申込書の繰越金が収入合計の**25%**(小数点第一位を切り上げ)を超えるものは申込できません。

前年度繰越金の割合の計算式

$(\text{前年度繰越金}) \div (\text{収入合計}) \times 100 = \text{前年度繰越金の割合}(25\% \text{以内であること})$

- ④ 以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、申込は不可とします。
- ・利用対象者及び活動者が概ね半数以上重複する場合
  - ・振込先が同一の場合
  - ・同一の区分において、主たる役職者(代表者等)が同一の場合
- ⑤ 前年度からの継続申込団体は、前年度活動実績が助成条件を満たさない場合は、同一区分での申込ができません。※ただし、福祉のまちづくり区分、健康増進区分を除きます。
- ⑥ 今年度新規申込団体は活動実績について、次の助成条件を確認してください。ただし、サービス利用者数、障害当事者数に関する条件については、助成区分一覧と同一です。

助成区分	助成条件
要援護者支援区分 上限30万円以上の助成 障害児者支援活動・当事者活動の上限30万円以上の助成	令和7年1月以降 毎月実施し、 合計9回以上の実績
要援護者支援区分 上限30万円未満の助成 障害児者支援活動・当事者活動の上限30万円未満の助成	前年度に3か月以上の 活動実績があること
障害者支援区分(3)視覚・聴覚障害者支援	事業を 実施していること
福祉のまちづくり区分・健康増進区分	実績は不要

- ⑦ 新規立上げ事業区分の申込団体は、申込段階で活動実績は不要ですが、申請年度内に3か月分以上の活動実施が必要です。
- ⑧ 必要に応じて、会員名簿や会計報告などの提出を求められることがあります。
- ⑨ 会員として会費を徴収する場合、利用料について会員と非会員の差が1.5倍を超える場合は、申し込みは不可とします。
- ⑩ 積立金の計上は、事業実施にあたり必要不可欠な物を購入する場合に限り認めます。ただし、5年間を上限として、申込書に積立年数と購入する物を明記することが必要です。
- ◆ 助成額の多い区分へ変更する場合は、今年度の計画が助成額の多い区分の助成条件を満たしている必要があります。
  - ◆ 前年度活動実績が、前年度申請した助成条件を満たしていない場合、前年度申請した助成区分より助成額の少ない区分の助成条件を満たせば申込できます。

## 5. 対象経費

助成対象経費は「科目の説明(てびき9ページ)」のとおりです。

## 6. 申込み

【申込期間】令和7年4月3日(木)～4月16日(水)(4月16日必着)

【新規立上げ区分申込期間】令和7年4月3日(木)～12月19日(金)

- ① 申込先は瀬谷区社会福祉協議会です。
- ② 申込先は原則として主に活動を行っているもしくは、区社協会員となっている区社会福祉協議会に申込みください。ただし、活動場所が複数ある場合は事務所がある区社会福祉協議会、障害児者支援区分の宿泊事業及びハイイク事業は代表者の在住区社会福祉協議会でも申請が可能です。
- ③ 申込書を書き損じた場合は、用紙を複写したものでも提出が可能です。申込書は、ホームページよりダウンロードできます。A3両面印刷でご提出ください。
- ④ 助成額は配分委員会等を経て決定します。結果は文書で通知します。
- ⑤ 代表者の押印は不要です。提出される方は欄外の提出者の氏名・連絡先をご記入ください。提出者が代表者・副代表者・会計担当者以外の場合、代表者等に提出の有無を確認する場合があります。
- ⑥ 訂正する場合は二重線で訂正してください。訂正印は不要です。
- ⑦ 法人が申請する場合には、申請年度の法人全体の予算書及び前年度決算書を提出してください。申請時に確定していない場合は、確定後すみやかに提出してください。

## 7. 報告

- ① 助成を受けた団体は、報告書を年度終了後1か月以内に区社会福祉協議会に原本1部をご提出ください。(団体で控えを保管してください)
- ② 報告書様式は、令和8年2月頃連絡担当者へ郵送します。年度途中での報告書の提出はできません。
- ③ 領収書は各団体で年度終了後、5年間は保管しておいてください。また、10万円以上の助成を受けた団体は、助成金を充てる支出科目をあらかじめ申請し、完了報告の際に助成金を充てた分についての領収書写しを必ずご提出ください。
- ④ 事務局が事業実施状況の確認を求めた際には応じていただきます。

## 8. 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金が既に交付されている場合は返還していただきます。

- ① 助成条件をはじめ各要件を充たしていない場合
  - ※回数については、各助成条件の基準を下回る場合に、実績が該当する助成条件に該当する助成上限額との差額の返還を求めます。
  - ※人数については、各助成条件の達成率が80%に達していない場合に、1つ下の助成条件に該当する助成上限額との差額の返還を求めます。
- ② 虚偽の申込み、その他不正な手段により助成を受けた場合
- ③ 団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- ④ その他助成決定後の事業について、許可なく変更等を行った場合
- ⑤ 年度内の事業終了時に、助成金が余っている場合・自主財源未達成・複数の要件を満たしていない場合

## 9. 個人情報取り扱い

- (1) 助成申込に関する内容については、複数区において、同一事業での重複申請の確認や団体分析等、当該事業のために使用し、許可なく目的外に使用することはありません。



- (2)助成申込団体に関する個人情報は、ご本人の同意を得ることなく、第三者に開示・提供することはありません。
- (3)ご提出いただいた書類は同一事業での重複申請の確認や団体分析等行うため、瀬谷区社会福祉協議会と横浜市社会福祉協議会で共有させていただきます。
- (4)事務局から各団体への連絡(助成決定の可否・その他連絡)は、原則として、申込書に記載してある連絡担当者へ行きます。助成決定以降、担当者等が変更される場合には、必ず事務局まで文書にてご連絡ください。

## 10. 情報公開について

ご提出いただいた書類の団体の概要につきましては、社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会の保有する情報公開に関する規程にもとづき、情報の公開をします。

(公開対象の項目)団体名、団体概要、事業内容、団体代表者氏名

## 11. 助成財源

本助成金は、①横浜市社協基金(よこはまあいあい基金, 障害者年記念基金)②横浜市社協善意銀行 ③瀬谷区社協共同募金配分金・地域福祉推進基金・賛助会費を財源としております。

※よこはまあいあい基金・障害者年記念基金は寄付金・横浜市補助金を原資として構成されています。

※団体の事業のちらしや報告書等に『この事業は赤い羽根共同募金を財源にして行われています』など記してください。

助成金申込書のダウンロードは、このアドレスから！

★瀬谷区社協 ホームページ【 URL: <https://seyaku-shakyo.jp/> 】

## 科目の説明と対象経費・対象外経費

		瀬谷区ふれあい助成金	瀬谷区ふれあい助成金申込額
収入	前年度繰越金・積立金を除いた額の20%以上 自主財源	サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	サービス利用料、障害当事者の会費、利用会員が支払う入会金、年・月会費など
		担い手・ボランティアの会費	担い手・ボランティアが支払う入会金、年・月会費、賛助金など
		他からの助成金・補助金	瀬谷区ふれあい助成金以外の助成金・補助金
		その他	上記以外の収入(寄付金・バザーの収益金など)
	その他	前年度繰越金	前年度からの繰越金(ただし、収入合計の25%以下) ※前年度繰越金÷収入合計×100 小数点第1位を切り上げ
		前年度積立金	積立金は事業実施にあたり必要不可欠な物を購入する場合に認める。ただし5年間を上限として、購入するものを明記する。
支出	助成対象経費(事前準備にかかる経費も対象)	活動費	・活動に関わる交通費、ボランティア謝礼、スタッフ人件費など ※検便代も計上可
		活動場所の維持費	・活動場所の家賃、借り上げ料、施設利用料・活動場所の光熱水費・専有の活動拠点の維持に関わる固定資産税 ※事務所と活動場所が同一住所である場合は、面積で按分する。
		物品購入費 (食材費・パーティ等の飲食経費は除く)	・活動に必要な物品の購入経費 ※担い手・ボランティアが使用する物品については個人に帰属せず、会に帰属する物が対象となる。
		謝金	・講演会や研修会、シンポジウムなどにおける謝金、訓練会などの技術指導料
		通信運搬費	・郵券代、電話代、インターネット利用料など
		車両経費 (事業に関わる車両に限る)	・ガソリン代、車検・整備費、車の借り上げ料、年間を通した事業における自動車税、駐車場借り上げ料、車両購入費 ※自動車税、駐車場借上料、車両購入費は、団体所有の車両でもっぱら当該事業のために使用する車両に限る ※車両の帰属について、団体内で申し合わせがされており、個人に帰属する事がないこと。 ※ボランティアに支払うものは活動費に計上。
		保険料	・ボランティア活動保険、在宅福祉サービス総合補償、行事保険など ※送迎事業における個人所有の自動車保険は除く
		印刷費	・会報、イベントの案内、記念誌、シンポジウムの成果、調査研究の成果の印刷経費 ※インク代は印刷費に計上
		コーディネーター人件費	・事業に関するコーディネーターを行う者の人件費 コーディネーターの定義: 団体事務所などに週3日以上出勤し、事業実施のためのコーディネートを行う者。週3日以上勤務するのは、同じ人でなくてもかまいません。
		専有の拠点整備と改修費	・専有の活動拠点の建築、改修工事費など
	助成対象外経費	食材費・パーティ等の飲食経費	・食事サービス・サロン・クリスマス会・キャンプなどで使用する食材・飲み物・調味料 ・レストラン・宿泊先などでの食事代
		会議費	・申請事業以外の会議に伴う経費
		他団体への会費	・連絡会など他団体へ払う会費
		積立金	積立金は事業実施にあたり必要不可欠な物を購入する場合に認める。ただし5年間を上限として、積立年数と購入するものを明記する
		次年度繰越金	・次年度繰越金

# よくあるご質問Q&A

## ☆助成対象事業と申込区分について☆

- Q 1 : 介護保険事業と助け合い事業を行っている場合は申請できるか？
- Q 2 : 様々な依頼に対応するボランティア団体の場合はどの区分で申請するか？
- Q 3 : 令和7年3月から活動を開始した場合は申し込めるか？
- Q 4 : 一人でのボランティア活動の場合は申し込めるか？
- Q 5 : 会食会で作ったお弁当を配食している場合は両方で申請できるか？
- Q 6 : 令和7年度から回数を増やす予定の場合、区分を変更して申し込めるか？
- Q 7 : 参加人数がギリギリで報告では下回ってしまう可能性がある場合は？
- Q 8 : 令和6年度の報告書で25%以上の次年度繰越金が発生したら返還するのか。また令和7年度は申し込めないのか？
- Q 9 : 大きな買い物をするために積立をしてもよいか？
- Q 10 : ミニデイサービスを行っています。会場へこられない人を送迎するボランティアさんに、ガソリン代を渡すときはどのようにすればよいか？
- Q 11 : 会食会での食材費は助成金対象外になるが、助成金はもらえないのか？
- Q 12 : 消耗品等で個人に帰属するものは対象経費になるか？
- Q 13 : パソコンなどの備品相当物品は対象経費になるか？
- Q 14 : 新しくサロン活動を開始するが、申請はいつまで可能なのか？
- Q 15 : 今年の10月からサロン活動を始めます。新規立ち上げ区分に申請する場合、3か月分の実績は必要なのか？
- Q 16 : 集いの場活動の「サロン」と健康増進区分の「健康増進事業」の違いは？
- Q 17 : 集いの場活動の「子育て支援活動」と福祉のまちづくり区分の「子育て支援事業」との違いは？
- Q 18 : 福祉のまちづくり区分の「施設・病院ボランティア」と健康増進区分の「施設を訪問する特技ボランティア」との違いは？

## ☆申込書・共通シートの書き方☆

Q19：連絡担当者はケアプラザ職員の方でもよいか？

Q20：美術館の入場料や駐車場代はどこの予算科目にいれたらよいか？

Q21：役員に電話代として費用弁償を渡す場合の予算科目は？

Q22：依頼により訪問する活動なので、実施計画が立てられない場合は？

Q23：申込書の年間事業計画書の「参加人数」の書き方がよくわからない。

## ☆助成対象事業と申込区分について☆

Q1：私たちの団体は、ホームヘルプ事業を介護保険指定事業（訪問介護）のほか、助け合い事業として、介護保険外の高齢者へもサービスを提供しています。また、地域の高齢者をお迎えして、月に1回の会食会もしています。私たちの団体は、どの事業で申し込んだらよいのでしょうか？

A1：この場合、助け合いの事業としてホームヘルプ事業を実施されていますが、収益性のある介護保険指定事業のホームヘルプサービスと同一事業であるため、対象外となります。月1回の会食会については、利用者人数が条件を超えていれば「Ⅰ-1.集いの場活動」に該当します。

団体名	事業名	助成対象
〇〇団体	介護保険指定事業「訪問介護」	×（対象外）
	市民事業（助け合い）ホームヘルプ	×（対象外）
	会食会活動	○（対象）

Q2：依頼になんでも対応する男性ボランティアグループで、施設でのボランティアや、高齢者世帯への訪問などを行っています。どの区分に申し込んだらいいですか？

A2：「施設でのボランティア」は「Ⅲ.福祉のまちづくり区分」、「高齢者世帯への訪問」は「Ⅰ-2.家事・生活支援活動」に該当します。回数や人数の合算はできませんので、どちらかの区分に絞って申し込んでください。

Q3：この3月から月1回の活動を開始しました。助成の対象となりますか？

A3：「Ⅰ.要援護者支援区分」「Ⅱ.障害児者支援区分」の一般区分は、3か月間の実績が必要なため、申込できません。新規立ち上げ区分にて申込ください。また、「Ⅲ.福祉のまちづくり区分」「Ⅳ.健康増進区分」では実績を問いませんので、申込は可能です。

Q4：私ひとりで「お茶のみ会」を開くつもりですが、助成の対象となりますか？

A4：「市民活動団体」支援のものなので、個人（家族のみ）の活動は対象になりません。

Q 5 : 会食会をしています会場まで来られない方に作ったお弁当の配食もしています。利用者人数はどのように記入したら良いでしょうか？

A 5 : この場合、会場に来てくださる方には「会食会事業」、来られなかった方には「配食事業」のふたつの事業を実施していると考えます。どちらか一方で申込をし、そちらに該当する利用者の人数のみを記入してください。

Q 6 : 月1回の配食活動でしたが今年は週1回実施します。昨年度は「I-3（年10回以上）区分で助成金をもらっていましたが、今年は「I-3（年48回以上）」の助成条件を満たすので、申込みたいのですが？

A 6 : 昨年度の実績が「I-3（年10回以上）」の実績を満たし、かつ今年度の計画で「I-3（年48回以上）」の条件を満たしていれば申込みすることができます。ただし、最終的に何らかの事情で申請区分の条件を満たすことが出来なかった場合は、返還の対象となります。

Q 7 : 現在の予定としては「II-1.（年36回以上）」の条件を満たしているのですが、メンバーが体調を崩して欠席する可能性があり、報告では条件を満たすことが出来ないかもしれないのです。そういった事情は考慮してもらえますか？

A 7 : 活動内容や対象者によっては、欠席や中止などやむを得ない事情が生じることがあると思いますが、原則的には実績の数で判断し、条件に満たない場合は返還の対象となります。それぞれの団体の活動の中で、起こりうる事情を考慮したうえで今年度の見込みをたて、申込をしてください。

Q 8 : 繰越金は収入合計額の25%以内とありますが、私たちの団体は令和6年度の決算額では25%を超えてしまいます。これは返還となるのでしょうか？また、令和7年度は申し込めないのでしょうか？

A 8 : 令和6年度の報告書の中では25%を超えていても構いません。しかし、令和7年度の予算額の中で越えている場合は、助成の対象となりません。繰越金を収入総額の25%までとしているのは、令和7年度の助成金の振込みが7月頃となるため、令和7年4月から6月までの3か月分を補う意味があるためです。

Q 9 : サロンで使うキーボードを購入するため、経費を少しずつ積立しておきたいのですが。

A 9 : 積立金は5年以内とし、積立年数と目的を助成対象外経費の「その他」の欄に明記してください。

Q 10 : ミニデイサービスを行っています。会場へこられない人を送迎するボランティアさんに、ガソリン代を渡すときはどのようにすればよいですか？

A 10 : 道路運送法の許可がない場合、送迎活動対価としてどのような方法でも謝礼を渡すことはできません。ガソリンスタンドの領収書等による実費支払であれば可能です。

Q 11 : 会食会での食材費は助成金の対象外になるが、助成金はもらえないのでしょうか？

A 11 : 食材費は、自主財源でまかなっていただくこととなりますが、それ以外での経費（ボランティア謝金や通信運搬費など）は助成対象となりますので、助成金の申請は可能です。

Q 1 2 : 消耗品等で個人に帰属するものは対象経費になりますか？

A 1 2 : ボランティア団体がお揃いのエプロンやジャンパーなど作りたい場合は、個人に帰属せず、そのものが会に帰属するものであれば、対象になります。

また、サロン等で個人が持ち帰るものであっても、食物でなければ対象になります。

例) ビンゴ大会の景品(日用品等食べ物以外)やサロンで使う折り紙や毛糸などの消耗品。配食・会食時に使用する小物(バラン・カップ)

Q 1 3 : パソコンなどの備品相当物品は対象経費になりますか？

A 1 3 : 団体に帰属するものという前提のもと購入可能です。金額に制限はありませんが必要な備品かどうか、保管場所はどこになるかなどの確認は必要です。個人自宅保管の場合、団体の所有であることを団体内で申し合わせてもらう必要があります。

Q 1 4 : 新しくサロン活動を始めます。申請はいつまで可能ですか？

A 1 4 : 「新規立ち上げ」区分は、令和7年12月19日(金)まで申請が可能です。

Q 1 5 : 今年の10月からサロン活動を始めます。「新規立ち上げ」に申請する場合、3か月以上の実績は必要でしょうか？

A 1 5 : 申請時には実績は必要ありませんが、令和7年度中に3か月分の活動実績が必要となります。

Q 1 6 : 「I-1.集いの場活動」の①サロンと「IV.健康増進区分」の①高齢者の健康増進事業との違いはなんですか？

A 1 6 : 事業内容だけでなく、支援者と対象者の区別や事業の主目的により判断します。

	I-1.集いの場活動 ①サロン	IV.健康増進区分 ①高齢者の健康増進事業
目的	居場所づくり 見守り 孤立防止	主催者(役員等)自身も含めた個々の高齢者の健康増進
支援者と対象者の区別	明確	不明確

Q 1 7 : 「I-1.集いの場活動」の④子育て支援活動と「III.福祉のまちづくり区分」の⑫子育て支援事業との違いはなんですか？

A 1 7 : 事業内容だけでなく、支援者と対象者の区別により判断します。

	I-1.集いの場活動 ④子育て支援活動	III.福祉のまちづくり区分 ⑫子育て支援事業
支援者と対象者の区別	明確	不明確

Q18：「Ⅲ. 福祉のまちづくり区分」の⑬施設・病院ボランティアと「Ⅳ. 健康増進区分」の②施設を訪問する特技ボランティアとの違いはなんですか？

A18：団体メンバーが何のために集まっているのか、主目的により判断します。

	Ⅲ. 福祉のまちづくり区分 ⑬施設ボランティア	Ⅳ. 健康増進区分 ②特技ボランティア
目的	施設利用者の生活向上のために、体操や歌を教えること。	自分達が演奏したり歌うことを目的に集まること。その延長線上で施設訪問している。

## ☆申込書・共通シートの書き方☆

Q19：会場がケアプラザになるため、連絡担当者はケアプラザ職員の方でもよいですか？

A19：不可です。代表者、連絡担当者、さらに振込先名義人については、会のメンバーであることが必須です。

Q20：日帰りハイクで行く美術館の入場料や駐車場代はどここの予算科目にいれたらよいですか？

A20：美術館は、入場券を購入するので、「物品購入費」に入れてください。  
駐車場代は「車両経費」となります。

Q21：役員に電話代として費用弁償を渡す場合の予算科目は何ですか？

A21：役員に直接渡す場合は「活動費」に入れてください。  
電話会社へ直接支払っている場合は「通信運搬費」に入れてください。

Q22：依頼により訪問する活動の場合、どのように実施計画を立てればよいですか？

A22：前年度の実績などをふまえて、今年度のおおよその予定数を記入してください。  
助成条件にも大きく関わるため、指定の書式に必ず記入をお願いします。

Q23：申込書の年間事業計画書の「人数・回数」のカウンターの仕方がよくわかりません。

A23：各区分のカウンティング方法について

「Ⅰ-1. 集いの場活動」

ボランティア以外の参加者をカウントします。

1回当たりの人数の算出方法：年間の参加者数の延べ人数の合計÷年間の実施回数

【子育て支援事業】について

例) 親1人、子ども1人が参加した場合

①親子一緒に参加してもらうためのサロン → 利用者は2人

②子どもだけを対象としたサロンや事業 → 利用者は子どものみ

## 「Ⅰ－２．家事・生活支援活動」

依頼内容の数やボランティアの人数ではなく、当日訪問した回数をカウントします。  
事前訪問は実績には含まれません。

- 例) Aさんから庭木の剪定と電球の取り換え依頼があった  
→ 1日のうち1回の訪問で対応した場合は1カウント  
→ 1日のうち2回の訪問で対応した場合は2カウント

### 【相談事業】について

実人数ではなく、相談を受けた回数でカウントします。

- 例) 1日のうちで複数回同一の方から電話相談を受けたら複数回カウント。

### 【保育ボランティア】の子どもの預かり回数のカウントについて

集団保育の場合、依頼者によってカウント方法が異なります。子どもを複数人預かって、依頼者が一人の場合は1回とカウント。複数人の保護者から同日に預かりを依頼され、結果として複数人の子どもを預かった場合は人数=回数となります。

- 例) 1才半健診で区から依頼され、5人の子どもを預かり保育した → 1回  
1才半健診の日、3人のお母さんから同時に預かりを頼まれ3人の子どもを預かった → 3回

## 「Ⅰ－３．配食活動」

配食活動の人数について

1回あたりの配食人数をカウントします。

- 例) 1日において、昼食に10名に配食している。 → カウントは10名

配食活動の回数について

例) 1日において、昼食(10人)と夕食(15人)を配食している。

- カウントは2回。人数は延べ25人÷2回=12.5人(1回10名以上をクリア)

1回あたりの平均利用者数のカウント方法について

年間の利用者数の延べ人数の合計÷年間の実施回数=1回あたりの平均利用者数

## 「Ⅰ－４．送迎活動」

利用者一人につき、片道を1回とカウントします。

- 例) 利用者1人を病院に往復送迎した → カウント2回

利用者を3名乗せてサロン会場に往復送迎した → カウント6回

(往路利用者3名+復路利用者3名)

※介助ボランティアと運転ボランティアは実績カウントになりません。

## 「Ⅱ．障害児者支援区分」における家族のカウント

サロンや相談事業の対象者が家族も含まれていれば参加者として対象となります。ただし、障害児地域訓練会のように、お子さんだけが対象の事業で、保護者が付き添って参加している場合は、保護者は参加者としては対象になりません。



記入例

(様式 1 - 1)

提出者	ニッ橋 まちこ
連絡先	△△△-△△△△

受付者		整理番号	※事務局記入欄	
局長		次長		課員

令和 7 年度 瀬谷区ふれあい助成金申込書

社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会会長 様

令和●年●月●●日

令和 7 年度 瀬谷区ふれあい助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

申請団体	※連絡担当者 に「○」 印をつけて ください	ふりがな	ふくろうしょくどうぐるーぷ		
		団体名	ふくろう食堂グループ		
	( )	ふりがな	せや まるお	住所	〒246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町△△
		代表者	瀬谷 マルオ	電話	●●●-●●●● FAX □□□-□□□□
				メール	◇◇◇◇@◇◇.◇◇
	( )	ふりがな	ふたつばし まちこ	住所	〒246-0031 横浜市瀬谷区瀬谷○○○○
		副代表者	ニッ橋 まちこ	電話	△△△-△△△△ FAX ○○○-○○○○
				メール	■ ■ ■ ■ @ ■ ■ . ■ ■
	( )	ふりがな	みつきょう えきすけ	住所	〒246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町●●
		会計担当者	三ツ境 駅助	電話	▲▲▲-▲▲▲▲ FAX ■■■-■■■■
				メール	○○○○@○○.○○
	申請金額		80,000 円		活動内容
助成区分	<input checked="" type="checkbox"/> 要援護者支援区分		<input checked="" type="checkbox"/> 集いの場 <input type="checkbox"/> 家事・生活支援 <input type="checkbox"/> 配食 <input type="checkbox"/> 送迎		
	<input type="checkbox"/> 障害児者支援区分		<input type="checkbox"/> 障害児者支援 <input type="checkbox"/> 当事者活動 <input type="checkbox"/> 宿泊/日帰り <input type="checkbox"/> 視聴覚障害者支援		
	<input type="checkbox"/> 福祉のまちづくり区分		活動内容 【 】		

申請事業について

<p>■事業の目的についてご記入ください。</p> <p>地域の中の居場所として、高齢者の見守りと仲間づくりをおこなう</p>		
<p>■事業の内容（年間の事業内容を簡潔に。詳しくは別紙「年間事業計画書」にご記入ください。）</p> <p>毎月 1 回（第 2 水曜日）、●●集会所にてサロン活動をおこなう</p>		
<p>■参加者募集について（どんな方法で募集しますか）</p> <p>チラシ配布、チラシ掲示</p>	<p>※事務局記入欄</p> <p>要領上の回数人数 ( 回 人)</p> <p><input type="checkbox"/>新規 <input type="checkbox"/>継続</p>	<p>受付印</p>

提出者	ニッ橋 まちこ
連絡先	△△△-△△△△

受付者		整理番号		※事務局記入欄
局長		次長		課員

# 令和7年度 瀬谷区ふれあい助成金申込書

**健康増進区分**

社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会会長 様  
 令和●年●月●●日  
 令和7年度瀬谷区ふれあい助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

申請団体	※連絡担当者「〇」印をつけてください	ふりがな	けんこうたいそうふくろう			
		団体名	健康体操「ふくろう」			
	( )	ふりがな	せや まるお	住所	〒246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町△△△	
		代表者	瀬谷 マルオ	電話	●●●-●●●●	FAX □□□-□□□□
				メール	■■■■■@■■.■■	
	(〇)	ふりがな	ふたつばし まちこ	住所	〒246-0031 横浜市瀬谷区瀬谷〇〇	
		副代表者	ニッ橋 まちこ	電話	△△△-△△△△	FAX 〇〇〇-〇〇〇〇
				メール	■■■■■@■■.■■	
	( )	ふりがな	みつきょう えきすけ	住所	〒246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町●●●●	
		会計担当者	三ツ境 駅助	電話	▲▲▲-▲▲▲▲	FAX ■■■-■■■■
				メール	〇〇〇〇@〇〇.〇〇	
	申込区分		健康増進区分	助成申込金額	10,000	円
活動内容		○ ①高齢者の健康増進事業	活動場所	〇〇集会所		
		②施設等を訪問する特技ボランティア				
申請	<input type="checkbox"/> 新規申請 (新規立上げ助成含まず) ※今年度初めて申請の場合チェック		参加者数	15	人	
■活動の目的						
地域の高齢者が集まり、健康増進のために体操をおこなう						
■年間の事業スケジュール						
月	内容	人数	月	内容	人数	備考
4			11	健康体操	15	
5	健康体操	15	12			
6			1	健康体操	15	
7	健康体操	15	2			
8			3	健康体操	15	
9	健康体操	15	合計回数	6回	1回あたりの人数	
10			合計人数	90人		

受付印

提出者	ニッ橋 まちこ
連絡先	△△△-△△△△

受付者		整理番号		※事務局記入欄
局長		次長		課員

## 令和7年度 瀬谷区ふれあい助成金申込書 新規立上げ事業


社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会会長 様 令和 年 月 日  
 令和7年度瀬谷区ふれあい助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

申請団体	※連絡担当者 に「○」 印をつけて ください	ふりがな	ふくろうしょくどうぐるーぷ			
		団体名	ふくろう食堂グループ			
	( )	ふりがな	せや まるお	住所	〒246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町△△△△	
		代表者	瀬谷 マルオ	電話	●●●-●●●●	F A X □□□-□□□□
				メール	■●●●●@■●●.■●●	
	( )	ふりがな	ふたつばし まちこ	住所	〒246-0031 横浜市瀬谷区瀬谷〇〇〇〇	
		副代表者	ニッ橋 まちこ	電話	△△△-△△△△	F A X 〇〇〇-〇〇〇〇
				メール	■●●●●@■●●.■●●	
	( )	ふりがな	みつきょう えきすけ	住所	〒246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町〇〇〇〇	
		会計担当者	三ツ境 駅助	電話	▲▲▲-▲▲▲▲	F A X ■■■-■■■■
				メール	〇〇〇〇@〇〇.〇〇	

助成申込金額	40,000 円				
新規立上げ事業 <small>実施事業に チェックして ください。</small>	<input checked="" type="checkbox"/>	集いの場活動	事業 内容	会食会をおこない、 高齢者の見守りと仲間づく りを目的とする	
	<input type="checkbox"/>	家事・生活支援活動			
	<input type="checkbox"/>	配食活動			
	<input type="checkbox"/>	送迎活動			
	<input type="checkbox"/>	障害児者支援・当事者活動			
開始時期	6年 8月～	活動場所	△△集会所		

■活動の目的  
 高齢者対象の会食会をおこなう。配食を通じて、高齢者の見守りと仲間づくりをおこなう。

■年間の事業スケジュール						
月	内容	人数	月	内容	人数	備考 (事務局 記入欄)
4			11			
5			12	会食会		
6			1			
7			2	会食会		
8	会食会		3			
9			合計 回数	4回	1 回 あ た り の 人 数	15.0
10	会食会		合計 人数	60人		



## 瀬谷区ふれあい助成金運営委員会より

---

私たちは、瀬谷区ふれあい助成金運営委員会は、助成金の適正な運用のために設置されています。

助成金は「募金される方々、それを集金する地域の係の方々の協力」があってこそ「活動財源の支援」ができております。

募金に協力される方と助成金を受ける団体の皆様が『双方向のご理解』を高め、地域活動の輪が広がり発展し、瀬谷区の福祉に貢献することを期待しています。

申し込みにあたって

～窓口へ提出する前に、今一度ご確認ください～

- 令和7年度申込書（一式）  
必ずA3両面で原本1部を提出してください。  
(団体で控えを保管してください)

※記入に消せるボールペン・修正液・修正テープの使用は不可です。  
訂正の場合は二重線で訂正してください。

※申請書の提出時に名簿の添付は不要です。

## 【受付・相談窓口】

社会福祉法人  
横浜市瀬谷区社会福祉協議会

〒246-0021  
横浜市瀬谷区二ツ橋町469番地  
せやまる・ふれあい館内

TEL：045-361-2117  
FAX：045-361-2328  
Eメール：info@seyaku-shakyo.jp